

広島県告示第七百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年四月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地	
区域の名称		土 砂 灾 害 警 戒 区 域	广 岛 県 吴 市 天 応 西 条 三 丁 目 、 同 市 天 応 町 及 び 同 市 天 応 東 久 保 一 丁 目 地 内
天応西条三 丁目二四(一) 二九三)	天 応 西 条 三 丁 目 二 四 (一) 二 九 三)	自然現象の種類	土 砂 灾 害 原 因 と な る 発 生 原 因
崩壊	急傾斜地の	表 区 域 示 の	表 区 域 示 の
土石流	土石流	区域の名称	区域の名称
次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり
大屋大川(九 二隣 h)	大屋大川(九 二隣 e)	天応西条三 丁目二四(一) 二九三)	天 応 西 条 三 丁 目 二 四 (一) 二 九 三)
土石流	土石流	自然現象の種類	土 砂 灾 害 原 因 と な る 発 生 原 因
次 の 国 の と おり	次 の 国 の と おり	次 の 国 の と おり	次 の 国 の と おり
大屋大川(九 二隣 e)	大屋大川(九 二隣 e)	崩壊	急傾斜地の
		三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域の条の 定令に害等砂等第表 め第_関防に害等沙砂 る八平す止おけ災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法 号	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。